

ミヤコカナヘビ
フサヒゲルリカミキリ
ウスイロヒョウモンモドキ

保護増殖事業計画（案）について

令和2年11月11日(水)

中央環境審議会 自然環境部会

第23回野生生物小委員会

種の保存法に基づく保護増殖事業

国内希少野生動植物種

(356種 ※R2.11.11現在)

個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、
輸出入の禁止(法第15条)、販売目的の陳列・広告の禁止(第17条)等

生息地等保護区の指定

環境大臣が生息地等保護区を指定(法第36条)

- 工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要
- 立入制限地区の指定も可能

保護増殖事業による保全

保護増殖事業計画(法第45条) (環境省及び関係省庁が策定)

保護増殖事業の実施 (国、地方公共団体、民間等により推進)

- 個体の繁殖の促進
- 生息地又は生育地の整備
- その他種の保存を図るための事業

保護増殖事業計画

■保護増殖事業計画の策定について（法第45条）

- 1 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- 2 保護増殖事業計画は、対象とすべき種ごとに、保護増殖事業の目標、区域及び内容その他必要な事項について定めるものとする。

■希少野生動植物種保存基本方針（抄）

第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

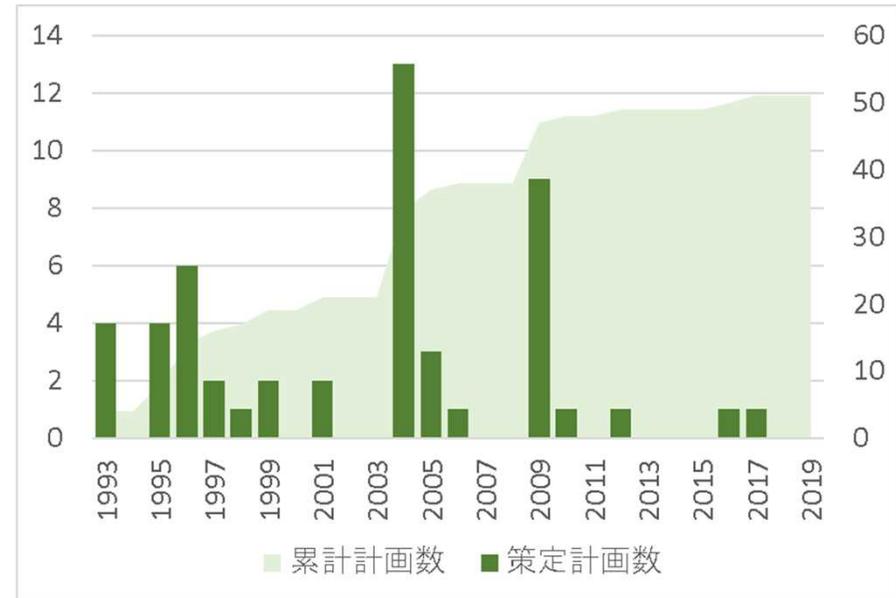
保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

保護増殖事業計画の策定状況

これまでに64種を対象に51計画策定

※2020.11.11現在

- 事業計画策定後に絶滅危惧種としてのランクが下がった種は10種、上がった種は2種
- 17事業で個体数の増加傾向を確認
- 事業を終了した種はない
- 特に集中的に資源が投じられてきた鳥類において事業効果が現れている



策定種（64種）

<ほ乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ

<鳥類> アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ

<両生類> アベサンショウウオ

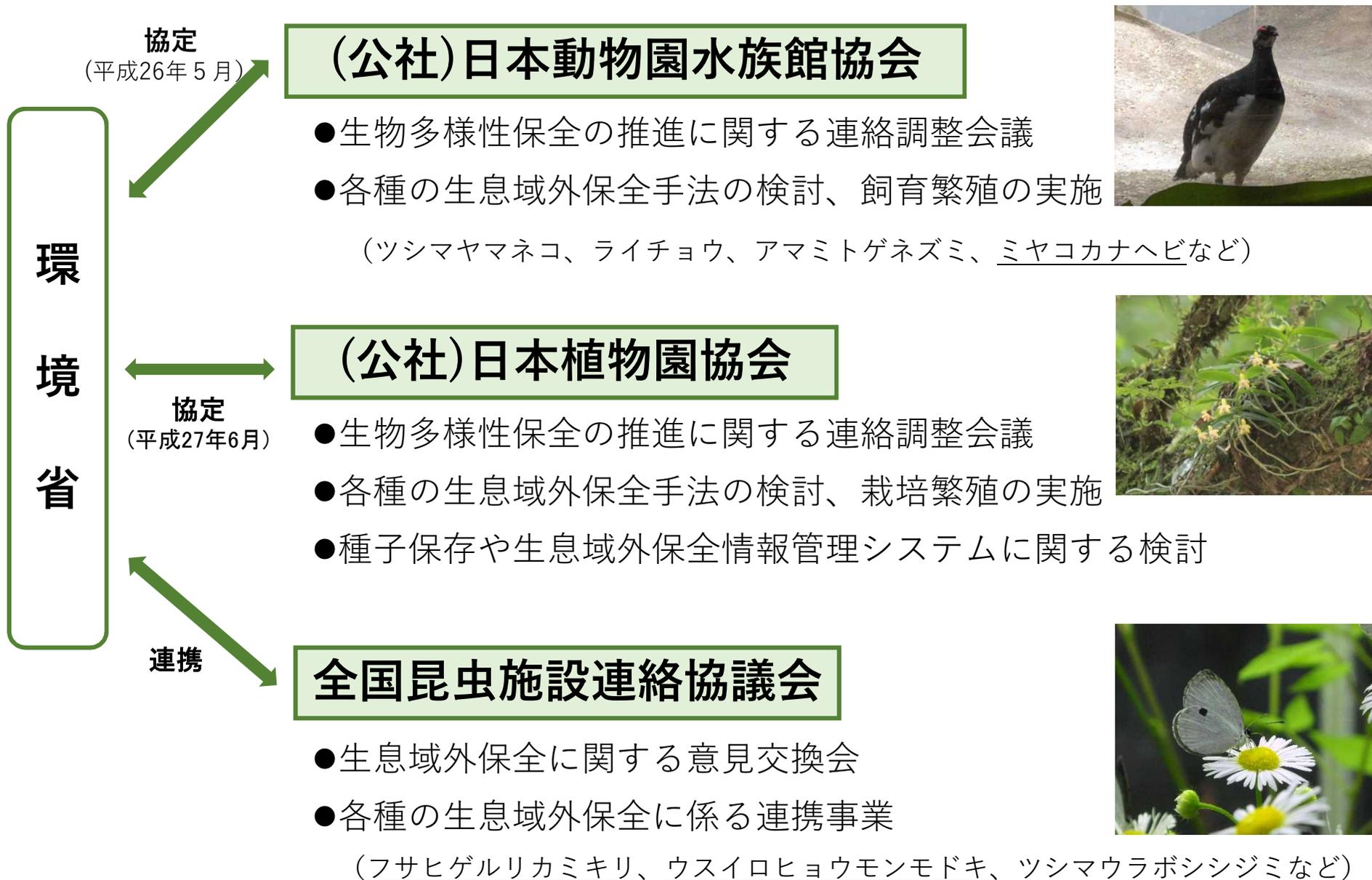
<魚類> ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ

<昆虫類> ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ

<貝類> 小笠原陸産貝類14種

<植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

生息域外保全に係る各協会等との連携



ミヤコカナヘビの概要



種 名：ミヤコカナヘビ *Takydromus toyamai*

規 制：国内希少野生動植物種（2016）

沖縄県天然記念物（2019）

宮古島市自然環境保全条例保全種（2005）

R L：絶滅危惧ⅠA類（CR）

特 徴：全長は雄で29cm、雌で27cmに達し、その75%程度を尾が占める。

体はほぼ一様に鮮やかな緑色。四肢は先端部が褐色ないし赤褐色。

分 布：沖縄県宮古島市（宮古島、池間島、伊良部島、大神島等）

生息環境：森林や藪を背後に抱えた草地、草原、農耕地

食 性：昆虫類・クモ類など

繁 殖：交尾期間は月中旬～6月中旬。雌は草の根元や浅い土中に2～3個の卵を
年に何回か産み、1ヶ月ほどで孵化する。

影響要因：開発、農薬散布、外来種（イタチ、インドクジャク等）による捕食、
ペット目的での採集・乱獲

背景



- ミヤコカナヘビ（有鱗目カナヘビ科）は、沖縄県宮古諸島のみに分布する日本固有種であり、草地や藪に生息する。
- かつては宮古諸島のどこでも普通に見られたが、現在は過去に確認されていた地点の多くで生息が確認できず、個体数が激減していると考えられる。
- その要因として、開発、農薬、外来種（インドクジャク、国内外来種であるニホンイタチ等）、乱獲等の影響が指摘されている。
- 2016年に国内希少野生動植物種に指定。
- 環境省では、沖縄県、宮古島市や琉球大学等と協力し、生息状況調査や生息地の環境調査を行っているほか、公益社団法人日本動物園水族館協会と協力して、円山動物園（北海道）、上野動物園（東京都）における生息域外保全に取り組んでいる。

ミヤコカナヘビ保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	環境省
第1 事業の目標	自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする
第2 事業の区域	沖縄県宮古島市の本種の生息地（かつての生息地を含む）並びに飼育、人工繁殖等を行う区域
第3 事業の内容	1 生息状況等の把握 （生息状況・生息環境の調査、減少要因の把握、等）
	2 生息地における生息環境の維持及び改善 （生息環境の維持及び回復・創出）
	3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施 （飼育下繁殖と野生復帰の実施等）
	4 生息地における違法な捕獲等の防止 （監視や普及啓発、情報収集）
	5 普及啓発の推進
	6 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業の概要 1

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況の調査・モニタリング

- 生息域、生息密度等の生息状況、
生物学的特性の把握

(2) 生息環境の調査・モニタリング

- 植生、地形、気象、土地の利用状況等

(3) 減少要因の把握

- 個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある
要因の把握
- 餌動物や捕食者等との関係の調査
- 土地利用の変化や農業形態等との関連性

(4) その他

- 保全に資する遺伝的多様性の調査等



事業の概要 2

2 生息地における生息環境の維持及び改善

(1) 生息環境の維持管理

- 二次的な草地環境及び隣接する森林等を維持するため、定期的な草刈や間伐等を実施

(2) 生息環境の回復・創出

- 外来鳥類や外来哺乳類の侵入防止、人為による悪影響の排除、草刈や間伐等を実施

3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

- 飼育下における生態に関する科学的知見の収集、飼育下繁殖技術の向上
- 複数施設における飼育、飼育下個体群の維持
- （必要に応じて）野生復帰（補強、再導入等）の実施



事業の概要 3



4 生息地における違法な捕獲等の防止

- 生息地における監視や普及啓発等
- 個体の違法な譲渡し等の情報収集

5 普及啓発の推進

- 本種の価値、保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 国、関係地方公共団体、専門家・研究者、保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間での連携確保

フサヒゲルリカミキリの概要

種 名：フサヒゲルリカミキリ

(*Agapanthia japonica*)

規 制：国内希少野生動植物種（2016）

長野県希少野生動植物保護条例

に基づく特別希少野生動植物

R L：絶滅危惧ⅠA類（CR）

特 徴：成虫は体長15～17mm。体は黒から紫藍色、上翅は紫藍から緑藍色の弱い金属光沢を持つ。触角の第1、3節端がフサ状。

分 布：北海道と本州（岩手県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県、鳥取県、岡山県、広島県）。現在、確実に生息が確認されているのは岡山県のみ。

生息環境：寄主植物であるユウスゲの生育する湿地から草地に限って生息

食 性：成虫は初夏～盛夏に出現する。幼虫はユウスゲの花茎を、成虫はユウスゲの葉を食する

繁 殖：メスはユウスゲの花茎に産卵し、幼虫はそれを食べて育ち、根茎内で越冬、翌年に外で蛹化し、羽化脱出する。

影響要因：草地・湿地環境の変容、開発、シカの増加による食草への食害、乱獲



©高桑 正敏

背景

- フサヒゲルリカミキリ（コウチュウ目カミキリムシ科）は、草地や湿地に生息する日本固有種で、かつては北海道、関東、中部、中国地方に不連続に分布していたが、現在、確実な発生地は岡山県真庭市の蒜山高原の一部の草原のみとなっている。
- 減少の要因としては、草原環境の消失、幼虫期の寄主植物として必要なユウスゲの減少及び乱獲等が指摘されている。
- 2016年に国内希少野生動植物種に指定。
- 岡山県の生息地において、日本チョウ類保全協会等により生息環境の維持・創出などの取組が実施されている。
- 環境省と昆虫飼育施設（足立区生物園・伊丹市昆虫館）との連携により、平成30年度より飼育下繁殖に取り組んでいるが、越冬技術の確立ならびに飼育下個体群の維持には至っていない。



フサヒゲルリカミキリ保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	環境省、農林水産省
第1 事業の目標	自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする
第2 事業の区域	中国地方の本種の分布域（かつての分布域を含む）並びに飼育、生息域外保全を行う区域
第3 事業の内容	1 生息状況等の把握 （生息状況・生息環境調査、等）
	2 生息地における生息環境の維持及び改善 （生息環境の維持及び回復・創出）
	3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施 （飼育下繁殖と野生復帰の実施等）
	4 生息地における違法な捕獲等の防止 （監視や普及啓発、情報収集）
	5 普及啓発の推進
	6 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業の概要 1

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況の調査・モニタリング

- 生息域、生息密度等の把握
- 自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性の把握

(2) 生息環境の調査・モニタリング

- 生息環境の植生、地形、気象、草原の管理状況等

(3) その他

- 山焼き等の実施状況と本種成虫の発生状況等との比較、草原環境の維持管理手法が本種に及ぼす影響を把握



事業の概要 2

2 生息地における生息環境の維持・改善・拡大

(1) 草原環境の維持・管理・拡大

- 定期的にユウスゲの周囲の草刈りや火入れを行うなどの管理

(2) 生息環境の改善・拡大

- 利用が確認されていない箇所ของユウスゲについて、周囲の草刈り等により利用を促進する。
- また、現地で採取した種子や株をもとに、遺伝的な影響を考慮した上でユウスゲの増殖、移植を行う。

3 生息域外保全及び野生復帰の実施

- 飼育下における生態に関する科学的知見の収集、飼育下繁殖技術の向上
- 複数施設における飼育、飼育下個体群の維持
- （必要に応じて）野生復帰（補強、再導入等）の実施



足立区生物園

事業の概要 3

4 生息地における違法な捕獲等の防止

- 生息地における監視、普及啓発等
- 個体の違法な譲渡し等の情報収集

5 普及啓発の推進

- 本種の価値、本事業の実施状況等に関する普及啓発・情報発信

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 関係行政機関、土地所有者、専門家・研究者、保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携確保

ウスイロヒョウモンモドキの概要

- 種名：ウスイロヒョウモンモドキ
(*Melitaea protomeia*)
- 規制：国内希少野生動植物種（2016）
岡山県の生息地は県指定天然記念物
- R L：絶滅危惧ⅠA類（CR）
- 特徴：成虫は35～45 mm。翅表は橙色で、黒褐色の複数の不規則な条線が走り、全体的にレンガ状の斑紋となる。終齢幼虫は体長22～23mm程度。蛹は紡錘形で、体長13～15 mm。
- 分布：本州（兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県）。
現在、確実に生息が確認されているのは岡山県のみ。
- 生息環境：採草地や農地周辺、放牧地などの比較的規模の大きな半自然のススキ草原
- 食餌植物：幼虫はオミナエシ科のオミナエシやカノコソウを食べ、成虫はオカトラノオなどの蜜を吸う
- 繁殖：成虫は年1回6～7月に発生する。
- 影響要因：草地環境の変容、開発、シカの増加による食草への食害、乱獲



背景

- ウスイロヒョウモンモドキ（チョウ目タテハチョウ科）は、国内では中国山地を中心に分布している草原性のチョウ。
- かつては兵庫県から島根県にかけて不連続に分布していたが、近年、草原環境の消失や樹林化、過度な採集圧、ニホンジカの食害による食草の減少等により、生息地及び生息数が激減。
- 兵庫ウスイロヒョウモンモドキを守る会、日本チョウ類保全協会や関係する個人により累代飼育が実施されてきた。
- 2016年に国内希少野生動植物種に指定。
- 環境省と昆虫飼育施設（箕面公園昆虫館・伊丹市昆虫館）との連携により、上記各団体の協力のもと、平成30年度より飼育下繁殖に取り組んでいる。



ウスイロヒョウモンモドキ保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	環境省、農林水産省
第1 事業の目標	自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする
第2 事業の区域	兵庫県養父市、美方郡香美町、鳥取県鳥取市、岡山県新見市、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町の生息地及びかつて生息が確認されていた地域並びに飼育、生息域外保全を行う区域
第3 事業の内容	1 生息状況等の把握 (生息状況調査、個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握等)
	2 生息地における生息環境の維持及び改善 (草原環境の維持・管理・拡大、食草の保護及び植栽)
	3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施 (生息域外保全と野生復帰の実施等)
	4 生息地における違法な捕獲等の防止 (監視や普及啓発、情報収集)
	5 普及啓発の推進
	6 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業の概要 1

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況の調査・モニタリング

- 生息域、成虫の発生数、卵塊数等の生息状況の把握
- かつて生息が確認されていた地域における生息確認調査

(2) 生息環境の調査・モニタリング

- 幼虫の食草であるオミナエシやカノコソウ、成虫の吸蜜植物であるオカトラノオ、ヨツバヒヨドリ、ノアザミ等の生育状況
- 生息環境の植生、地形、気象、草原の管理状況等

(3) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握

- 気象やニホンジカ等の食害による植生の変化等の把握



事業の概要 2

2 生息地における生息環境の維持・改善・拡大

(1) 草原環境の維持・管理・拡大

- 草原環境を維持するための植生管理
- 樹林化により草原面積の減少が見られる場合には、必要に応じて伐採等を実施



(2) 食草の保護及び植栽

- ニホンジカの侵入防止等の対策
- 食草等の減少が生じた場合などにおいては、現地の野外から採取した種子の直播、食草等の栽培及び苗の植栽等を実施

3 生息域外保全及び野生復帰の実施

- 生息域外保全
- (必要に応じて) 野生復帰 (補強、再導入等) の実施



事業の概要 3

4 生息地における違法な捕獲等の防止

- 生息地における監視等
- 個体の違法な譲渡し等の情報収集



5 普及啓発の推進

- 本種の価値、本事業の実施状況等に関する普及啓発・情報発信

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 関係行政機関、土地所有者、専門家・研究者、保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間での連携確保